

午後2時 開会

○司会 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、台風第19号に伴う多摩川浸水被害に関する住民説明会を開催いたします。

私は司会を務めさせていただきます玉川総合支所地域振興課長の荒と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の流れですが、まず区から今回の被害報告等について報告いたします。区から説明の後、質疑応答の時間を設けます。質疑応答の進め方につきましては後ほど説明いたします。

また、説明会終了後、午後5時まで、個別のご相談をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は記録のため、会場の写真撮影や録音をさせていただいております。個人情報の保護につきましては、法令に基づき適切に管理しますので、ご了承ください。

なお、場内での録画、録音についてはご遠慮ください。

後日、個人情報を保護した上で会議録を公開いたします。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

また、本日は報道機関も取材に入っております。冒頭の区側挨拶のみ撮影を許可しておりますので、ご承知置きください。

それでは、最初に配付資料の確認をさせていただきます。封筒の中を出していただいて、まず本日の次第、次第の裏面には本日の区出席者一覧が掲載されていますので、ご覧ください。紹介に替えさせていただきます。次に、住民説明会開催に際してのお願い、それから、右上に資料1から資料3まで資料番号が振ってありますが、資料が3種類、それから質問記入用紙、最後にお知らせのチラシといたしまして「世田谷区がセーフティネット保証4号の適用地域として指定されました」から「固定資産税の減免制度があります！」までの計6枚となります。万一不足している場合は、職員がお持ちしますので、その場で手を挙げてください。よろしいでしょうか。

それでは、初めに岡田副区長からご挨拶を申し上げます。

○副区長 世田谷区副区長の岡田でございます。本日は、台風第19号の住民説明会に年末のお忙しい中、またお寒い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まずこの度、台風第19号で被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに

に、住民説明会がこの年末の押し迫った時期の開催となりましたことをお詫び申し上げます。

本日は、この後、台風第19号の被害状況、国や都、そして区の各種支援制度など、また、被害の調査検証につきましてご説明をさせていただきます。その後、出席者の皆様からご質問、ご意見をいただくこととさせていただきます。今回の台風第19号では、避難所の開設をはじめ、区の対応について多くの課題があることを認識しておりまして、抜本的な対策の見直しに現在着手しているところでございます。

また、台風第19号の浸水被害の調査検証につきましては、12月に学識経験者、国土交通省、東京都、大田区、世田谷区の職員で構成いたします検証委員会を設置したところでございます。今月中に第1回の委員会を開催する予定でございますが、委員会の検証状況につきましては、地域の皆様に情報提供をさせていただく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今後とも皆様のご意見、ご提案をいただきながら丁寧に説明をさせていただきます。来年の出水期までに水害対策、防災対策の強化に取り組んでまいります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、次第の2.被害報告等について説明します。

○災害対策課長 それでは、危機管理室災害対策課長よりご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

この度の台風第19号により浸水被害に遭われた皆様におかれまして、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、資料1をご覧ください。右上に資料1と書かれているものの資料に沿ってご説明をさせていただきます。

台風第19号の接近に伴いまして、10月12日から13日の未明にかけて暴風雨となり、区内では区役所本庁舎において瞬間最大風速は35.2メートル毎秒で、1時間の最大雨量は北沢の雨量観測所におきまして36ミリを記録いたしました。区内における気象情報等につきましては、前日の11日の午後3時46分に大雨注意報等が発表されまして、当日の12日の午後10時34分には大雨特別警報が発表されるなど、記載のとおり気象情報が発せられたところでございます。

続きまして、下の段の多摩川の洪水予報についてでございますが、上流の調布市にございます石原水位観測所におきまして、水位が6.21メートルに達しまして、午後10時30分に

は田園調布（上）水位観測所におきまして水位が10.81メートルに達するなど、これまでにない水位を記録したところでございます。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。区の避難情報でございますが、先ほどの多摩川の水位情報などを基にしまして、早目に避難情報を出すという災害対策本部の方針に基づきまして、当日の午後2時45分に警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始を発し、午後3時40分には警戒レベル4の避難勧告をそれぞれ記載の浸水想定区域に発令をいたしました。その後、午後6時45分には警戒レベル4の避難指示（緊急）を玉川1・3丁目、続いて同日の午後7時30分に、その他の地域を含む避難指示（緊急）を発令いたしました。

また、土砂災害につきましても、当日の12日の午後4時15分に記載の土砂災害警戒区域等に対しまして、警戒レベルの4の避難勧告を発令いたしました。これらの避難情報につきましては、気象情報や水位の状況など関係機関等の情報を基にしまして、翌日の13日午前4時55分に全て解除したところでございます。

次に、3ページをご覧ください。区内の雨量でございますが、烏山で総雨量が292ミリを記録するなど、降雨の状況と風の状況につきましては記載のとおりでございます。

次に、3の区内の主な被害状況でございますが、区内では特に上野毛、野毛、玉堤、玉川、鎌田、宇奈根、喜多見等の各地区において発生しております。り災証明等の調査による分類となっておりますが、件数などの詳細につきましては記載のとおりでございます。

なお、そのうち区が対応しました排水や倒木、建物被害等の対応については記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。区内の停電情報でございますが、区内で発生した地域については記載のとおりでございますが、浸水した一部の地域におきましては、15日の午後5時46分まで電力の復旧に時間を要したということでございます。

次に、4の区の対応等でございますが、当日の12日の午後11時の時点で区内の27カ所に設置した避難所につきまして、避難者は5,376人となりました。

なお、翌々日の14日の午前10時に全ての避難所を閉鎖したところでございます。

次に、5の区の災害対策本部の運営でございますが、台風が接近する2日前の10日木曜日に設置いたしまして、18日金曜日に災害復興本部に移行した上で、災害対策本部を解散いたしました。この間、16回の本部長室会議を行いまして、主な決定事項については記載のとおりでございます。

なお、5ページ以降の内容につきましては、区の方で台風第19号の対応をまとめてございます。台風上陸の2日前の10日に災害対策本部を設置いたしまして、当日の区の業務及び行事の中止等の対応や自主避難場所の開設や避難所運営、増設、避難勧告等の避難情報の発令、浸水被害地域への排水作業等の応急対策業務、被災者支援や施設復旧等の復旧対策業務に取り組んでおります。これらの教訓をしっかりと踏まえまして、今後も起こり得る風水害等に備えまして、災害対策本部体制における取り組みについて今後も検証作業を行いまして、課題に対して迅速に対応するとともに、各種マニュアル等を修正いたしまして、それらの積み重ねを今後も計画等に反映していくなど、防災力の向上に努めて参ります。

台風第19号の被害状況等のご説明については以上でございます。

○司会 それでは、次に次第3. 支援制度等について説明いたします。

○玉川総合支所地域施設整備担当課長 地域施設整備担当課長の荒井でございます。

この度の台風第19号による被害に遭われました皆様に改めてお見舞い申し上げます。

私からは、世田谷区災害見舞金の支給についてご説明いたします。恐れ入りますが、お配りしています資料2の5枚目、1ページと書いてあるページをお開きください。

ここからは恐れ入ります、着座して失礼いたします。

この度の台風第19号で全壊の被害に遭われた世帯の方につきましては、1世帯当たり6万円、床上浸水以上の被害に遭われた方につきましては1世帯当たり4万円をお見舞金として出させていただきます。なお、単身の世帯の方につきましては、それぞれ4万円、3万円となっております。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。

該当する世帯の皆様につきましては、年明けに手続に必要な書類をお送りいたします。お手元に届きましたら、大変お手数ではございますが、必要項目をご記入の上、同封の返信用封筒でご返信いただきますようお願いいたします。

また、支払い方法につきましては口座振替とさせていただきます予定でございますので、ご了承ください。ご不明な点がございましたら、管轄のまちづくりセンターまでお問い合わせをお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○窓口調整・番号制度担当課長 それでは、続きまして被災者生活再建支援金の支給と災害援護資金の貸し付けについてご説明いたします。

私は世田谷区窓口調整・番号制度担当課長をしております嶋津と申します。よろしくお願いたします。

この度は台風第19号により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

私も、恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、資料2の3ページをご覧ください。

7番、制度の名称のところでございますが、国の制度、被災者生活再建支援金の支給をご覧ください。こちらの制度でございますが、つい先日、12月18日、世田谷区が被災者生活再建支援法の適用になったということの発表を受けたところでございます。支援内容は、記載のとおりでございますが、台風第19号により居住する住宅が大規模半壊以上、つまり全壊、解体、大規模半壊の被害を受けた世帯に基礎支援金として支給いたします。

また、支援内容の2行目のところの括弧書きにありますとおり、世田谷区から「災害救助法に基づき災証明書」による大規模半壊以上の証明を受けた世帯に支給するものでございます。

なお、大規模半壊までには行かず、半壊であっても、やむを得ず解体に至った場合につきましては、基礎支援金の対象となります。

さらに、基礎支援金のほかに住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための加算支援金を支給いたします。

基礎支援金、加算支援金の支給額につきましては、こちらの表に記載のとおりでございますが、住宅の被害の程度と再建方法、複数世帯か単身世帯かによって、それぞれ支給額が決められております。

申請期間につきましては、令和2年1月10日から令和2年2月28日までをお願いいたします。なお、建て替え中などで申請期間中に申請が間に合わないといった場合につきましては、この期間中に、受付・お問い合わせ先までお電話をいただきたくお願いいたします。

4ページをご覧ください。今お話ししました受付・お問い合わせ先でございますが、玉川地域にお住まいの方につきましては、玉川総合支所地域振興課のこちらの電話番号までお願いいたします。

1つ上に戻りますが、こちらの必要書類につきましては、現在、東京都等と調整中でございます。また、詳細が決まりましたら、区のホームページでのご案内のほか、対象世帯、つまり大規模半壊以上の被害を受けた世帯に、個別に郵送で詳しいご案内を、申請書

等を含めまして書類でお送りします。その際、返信用封筒を同封いたしますので、申請いただく際は、申請書等の必要書類を郵送でお住まいの地域、玉川地域でしたら玉川総合支所地域振興課まで送付いただきたいと思っております。

なお、世田谷区から対象世帯に郵送する時期につきましては、今準備を進めているところでございますが、1月上旬を予定しております。申請期間開始の1月10日に間に合うようお届けできるように、準備を進めているところでございます。

続きまして、同じ4ページの8番、東京都の制度でございます。同じ名称でございますが、被災者生活再建支援金の支給ということで、こちらの東京都の制度につきましても、一昨日、12月19日に東京都から詳細の通知が届いたところでございます。

こちらの制度でございますが、国の制度の被災者生活再建支援法で対象になっていない部分について一部補完するといった中身のものとございます。こちらにつきましても、台風第19号により居住する住宅が半壊の被害を受けた世帯に、住宅の建設、購入、補修、賃借に要した費用を補助するための支援金として支給いたします。

また、括弧書きにもありますとおり、こちらも世田谷区から「災害救助法に基づき災証明書」による半壊の証明を受けた世帯に支給するものでございます。

なお、先ほど国の制度でも触れましたが、こちらも半壊であっても、やむを得ず解体に至った場合につきましては、東京都の制度では対象にはならず、先ほどの3ページの国の制度での対象となります。

基準額につきましては、表に記載のとおりでございますが、住宅の被害の程度は、半壊が対象でございます。その上で再建方法、複数世帯か単身世帯かに応じて支給額がそれぞれ決まっております。ただし、こちらの東京都の制度につきましては、基準額と実際にかかった支出した費用を比較しまして、少ないほうの金額となります。

申請期間は、国の制度と同じように令和2年1月10日から令和2年2月28日まででございます。こちらも建て替え中などで申請期間中に間に合わない場合は、この期間中にご連絡等をいただきたく、お願いいたします。

必要書類につきましては、こちらも東京都と今詳細を詰めているところでございます。準備ができましたら、こちらも区のホームページでのご案内のほか、対象世帯、こちらは半壊の被害を受けた世帯に、個別に郵送で詳しいご案内や申請書等の書類をお送りいたします。同様に返信用封筒を同封いたしますので、申請いただく際は必要書類、申請書等をお住まいの地域の総合支所地域振興課まで送付をお願いいたします。

なお、こちらも国の制度と同じですが、申請書等をお送りする時期につきましては1月上旬を予定しております、1月10日までにお届けできるように、今準備を進めているところでございます。

5ページをご覧ください。続きまして、9番の国の制度でございますが、貸し付けに係る制度をご説明いたします。

災害援護資金の貸付というところでございます。こちらは台風第19号により、おおむね1カ月以上の療養を要する世帯主の負傷があった場合、または家財の3分の1以上の損害があった場合、住居の半壊以上、つまり全壊、滅失、流出、大規模半壊、こういった半壊以上の被害を受けた世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける、といった制度でございます。

なお、こちらは括弧書きにもありますけれども、世田谷区から「災害救助法に基づくり災証明書」による半壊以上の証明を受けた世帯主に貸し付けするものでございます。貸し付けにつきましては、後ほど出てくる所得制限などについて審査がございますが、後ほど触れさせていただきたいと思っております。

貸付限度額につきましては、表に記載のとおりでございます。まずは世帯主に1カ月以上の負傷があったかどうか、それによって大きく変わります。次に家財の3分の1の損害、住居の半壊などの住宅の被害状況によって、それぞれ貸付限度額が決められております。

貸付利率、据え置き期間、償還期間は、記載のとおりでございます。

また、その下の括弧の中のコメ印に記載しておりますが、被災した住宅を建て直す際に、この住居の残存部分を取り壊さざるを得ない、解体しなければならなくなった、といった場合につきましては、こちらの括弧書きの金額が限度額ということになります。

なお、こちらの申請期間でございますが、先ほどの支援金より少し短い期間となりますが、こちらは1月10日から1月31日までの期間でお願いいたします。

次に、対象のところでございますが、6ページをご覧ください。所得制限が設けられております。昨年の所得が記載の所得以下の方が対象になりますので、こちらをご確認いただければと思います。

必要書類についてですが、こちらも今、急ぎ準備を進めております。準備が出来次第、区のホームページでご案内いたします。なお、こちらも対象世帯、半壊以上の被害を受けた世帯につきましては、個別に郵送で詳しいご案内をお送りする予定でございます。受

付・お問い合わせ先は記載のとおり、お住まいの地域の総合支所地域振興課までお願いいたします。

続きまして10番、東京都の制度、災害援護資金の貸付でございます。こちらは被災内容と対象の欄に記載しましたとおり、先ほどの国の制度を受けて、なお貸付金が必要とされる場合につきましては、150万円を上限として、こちらの東京都の制度による貸し付けが受けられる制度でございます。こちらの申請期間につきましても、先ほどの国の制度と同様、1月31日までということをお願いいたします。必要書類についても、国の先ほどの準備と一緒に進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○住宅課長 都市整備政策部住宅課長の蒲牟田と申します。

この度災害に遭われました皆様、本当に心からお見舞い申し上げます。

私からは、住宅応急修理制度につきましてご説明させていただきます。着座でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の7ページをご覧ください。

11番の住宅応急修理制度でございます。支援の内容につきましては、日常生活に必要で欠くことのできない部分の修理についてで、その部分につきまして、区のほうで事業者と契約を結び行うというものでございます。

対象となる修理につきましては、こちらも災害救助法に基づきまして全国一律の基準となっております。日常生活に欠くことのできない部分、例えば居室ですとか台所、トイレなど必要最低限の部分の修理が対象となっております。修理の限度額につきましては、「災害救助法に基づきますり災証明書」によりまして、全壊、大規模半壊、半壊の記載のある場合には、税込みで59万5000円以内のものが対象となります。また、一部損壊、これはパーセンテージで10%以上20%という準半壊になるんですけれども、こちらについては税込みで30万円以内の限度額となっております。

工事の流れにつきましては、ご申請いただきまして、基本的には区が事業者さんと応急修理部分につきまして工事契約を行うんですけれども、実際にもう既に契約を結ばれて工事を依頼し、実際に工事が始まっている場合でも、契約上の金額、応急修理に対応する部分の区のほうの契約に変えていただければ対象となりますので、そこについてはご相談をいただければと思います。

ただ、工事が終了しまして、工事費が全て支払われている場合には対象となりませんの

でご注意いただければと思います。

対象につきましては、記載の4項目を満たすことが条件となっております。あと8ページ、対象となります実際にお出しいただく書類等はこちらの書類になるんですけども、実際は一旦ご申請いただいて、その中で適用されるか適用されないかのご回答をお出しします。その後に業者さんのほうに見積もりを出していただいて、区のほうの契約分と皆様の金額を超える部分、こちらを分けさせていただいて契約を結ぶというような形となっております。

続きまして、12番の東京都の支援制度を活用しました、これは仮称になっておりますけれども、世田谷区令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業補助金でございますが、基本的な考え方ですとか工事の内容につきましては、災害救助法に基づきます応急修理制度と全く同じとなります。

ただ、実際の対象となる方が、災害救助法で救われなかった方の部分を救うという制度になってございますので、災害救助法で出されていないり災証明で10%未満の方、こちらで工事を伴うものに対しての補助制度になります。ですので、実際に工事が終わられて、契約書ですとか見積もり書、領収書を見させていただいて、その内容でこちらで補助金を皆様に支給する形となっております。

こちらの限度額は30万円となっております、実際にはまた書類等で細かな部分、工事の内容等をご相談していただいて、対象となるかならないかというのがございますので、一旦お問い合わせいただければと思います。こちらの対応につきましては全て住宅課で行っておりますので、細かな部分、工事の内容、実際に災害救助法につきましては現在受け付けを行っております、細かな部分は業者さんを含めて調整させていただいておりますので、まずはご相談いただければと思います。

申請書関係につきましては、ホームページでも掲示させていただいておりますので、ダウンロードしていただいたり、またはもし今日必要ということであれば、本日お持ちしておりますので、お声がけいただければと思います。

東京都のものを活用したものにつきましては、昨日、東京都の要綱が決まっておりますので、今後、対象となるとおられる方につきましては、年明けには送らせていただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○司会 主な支援制度について説明させていただきました。支援制度につきましては、資料2にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

では、次第の4. 浸水被害の調査・検証について説明いたします。

○豪雨対策推進担当参事 それでは、台風第19号に伴う多摩川の水位の状況と浸水被害の状況につきまして、豪雨対策推進担当参事の桐山からご説明させていただきます。

この度は台風第19号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

説明におきましては、この後、皆様の前面のスクリーンに説明資料を投影させていただきます。お手元の資料とあわせてご覧いただきたいと思います。

恐れ入りますが、説明につきましては着座にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、多摩川の水位の状況についてお示しいたします。

画面では、大田区田園調布にございます国土交通省の田園調布（上）水位観測所で観測しました10月12日から翌13日正午までの水位の変動を示しております。12日の16時には氾濫危険水位の8.4メートル、21時20分には計画洪水の10.35メートルを超える水位となりまして、22時30分にピークの水位10.81メートルに達しております。

こうした中、世田谷区内におきましては、多摩川沿いの多くの地点で浸水が発生しております。宇奈根1・2丁目付近や喜多見1丁目付近では、赤柵内の複数の箇所でも浸水が発生しております。

鎌田1丁目付近の野川沿いにおきましては、浸水が発生しております。玉川3丁目付近では、谷川緑道周辺で浸水被害が発生しておりまして、また兵庫橋近くの堤防が未整備となっている箇所付近では、多摩川の水が堤防未整備箇所からあふれ出ております。

上野毛2丁目や野毛2丁目付近でも浸水が発生しております。

玉堤1・2丁目付近では、大田区田園調布4・5丁目付近とあわせまして、広い範囲で浸水が発生しております。

次に、多摩川の排水樋管と排水樋門についてご説明申し上げます。

排水樋管や排水樋門は、どちらも水の流れを制御するための水門でございまして、多摩川の水位が上昇した際に、多摩川の水が市街地に流れ込んで市街地の浸水を防ぐために水門を閉めるものとなっております。水門を閉めると、多摩川の水の流れ込みを防止する一方で、市街地側に雨が降っている場合などにおきまして、水が水門付近にたまることとなります。世田谷区内には国が設置しました排水樋管が2カ所、東京都が設置した排水樋門が4カ所ございます。多摩川の増水時におきますこれらの排水樋管や樋門につきまして、その開閉操作につきましては、国や東京都から区が委託を受けております。

次に、区内の樋門、樋管を多摩川の上流側から見ていきたいと思ひます。一番上流側には宇奈根2丁目付近に宇奈根排水樋門がござひます。

これは宇奈根排水樋門の全景の写真でござひます。宇奈根排水樋門は、堤防を挟みまして川の中側と住宅地側にそれぞれ水門が設けられております。水門の開閉操作につきましては、それぞれ水門の近くにあります操作盤やハンドルで行ひます。

次に、上流側から2番目にあります水門としまして、国道246号線のバイパスが多摩川を横断する玉川3丁目付近に設けられております谷川排水樋門がござひます。さらに、下流側の玉川1丁目の区立玉川福祉作業所付近に設けられています新玉川排水樋管がござひます。

この写真は谷川排水樋門の写真でござひます。左上の水門の上部と操作盤が写っている写真、右下が多摩川に流れ込む部分の状況を撮った写真でござひます。

こちらは新玉川排水樋管になります。堤防を境に住宅地側の浸水状況や多摩川の河川水位の状況に応じまして、自動で水門が開閉するようになっております。

さらに下流側に設けられています水門としまして、第三京浜が多摩川を横断する付近に下野毛排水樋門がござひます。また、さらに下流側の野毛1丁目、玉堤2丁目付近におきまして、谷沢川と多摩川が合流する部分におきましては玉川排水樋管がござひます。そして、さらに下流側の玉堤1丁目付近には等々力排水樋門がござひます。

こちらは下野毛排水樋門の写真でござひます。この樋門には、堤防を挟みまして住宅地側と河川側にそれぞれ1つずつ、計2つの水門がござひますけれども、河川内の水門と操作盤は、堤防から張り出した棧橋の先に水門と操作盤がござひます。

こちらは谷沢川の水を多摩川に放流する場所にある玉川排水樋管でござひます。青色の水門の上部に水門の操作をする部屋が設けられていますことが他の水門と違ふ特徴となっております。

こちらは等々力排水樋門になります。左上の写真でご覧のとおり、堤防から河川内に長く張り出した棧橋、約15メートルござひますが、その先に水門と操作板が設置されております。

こちらは世田谷区と大田区の境に設けられています上沼部排水樋門でござひます。この樋門は、堤防を挟んで住宅地側と河川内にそれぞれ1つずつ計2門の水門がござひますが、住宅地側の水門には排水ポンプ施設が備えられています特徴がござひます。

次に、多摩川の水位の上昇と樋門や樋管の操作について、イラストを使つてご説明申し

上げます。

この図は多摩川に流れ込む河川や下水道、水門及び多摩川の関係が多摩川の上流から下流側に向かって見たときの状況を模式化したものでございます。平常時におきましては、河川や下水道の水は多摩川に流れ込んでいる状況でございます。

多摩川の流域で雨が降りますと、多摩川の水位が上昇してまいります。しかし、多摩川の水位が河川や下水道の水位を下回っている場合におきましては、河川や下水道の水につきましては多摩川に排水が十分可能となっております。

多摩川の流域でさらに雨が続きまして、多摩川の水が上昇して河川や下水道の水位の近くなりますと、河川や下水道の水の排水が悪くなりまして、水門付近の住宅地に浸水が見られる形になってきます。

さらに、多摩川の水位の上昇が続きまして、河川や下水道の水を多摩川に排水ができなくなると、その時点で水門の開閉操作を開始します。そして、多摩川の水位が河川や下水道の水位より高くなって多摩川の水が河川や下水道に流れ込む逆流現象を避けるために水門を閉めることとなります。

引き続きまして、降った雨が多摩川に排水される際に、それぞれの水門が担っています排水区域を下水道の告示された区域の資料をもとにしましてお示しいたします。

初めに、宇奈根排水樋門につきましてですが、宇奈根排水樋門は宇奈根排水樋管という下水道雨水管を通じまして、画面に紫色に着色しました区域の雨水の排水を担っております。

次に、谷川排水樋門ですが、この樋門につきましては、谷川雨水幹線という下水道雨水管を通じまして、画面のだいたい色に着色した区域のうち、下水道雨水管の整備がされている区域の雨水の排水を担っておりまして、今お示ししますだいたい色の全体の面積の約3割相当の雨水排水を担っているところでございます。

次に、下野毛排水樋門でございますが、この樋門につきましては下野毛雨水幹線という下水道雨水管を通じまして、画面の河川の表示の部分を除く水色に着色しました区域の雨水の排水を担っております。

なお、下水道の告示の区域には入っておりませんが、斜線で示す区域についても、下野毛排水樋門の雨水の水は、この樋門で排水を担っているような機能でございます。

なお、この資料につきましては、皆様のお手元の配付の資料に抜けておりますが、画面のほうでご覧いただきたいと思っております。

次に、玉川排水樋管でございますが、こちらにつきましては谷沢川を通じまして、画面の水色で着色した区域の雨水の排水を担うとともに、谷戸川、丸子川、谷沢川、これらを通じまして、画面の濃い水色に斜線で表示した区域で、7割相当の雨水の排水を担っております。この玉川排水樋管につきましては、他の水門と比べてとても広い区域の雨水排水を担っております。

次に、さらに下流部では等々力排水樋門がございます。この樋門につきましては、等々力雨水幹川という雨水下水道管を通じまして、画面の薄緑色で着色しました区域の雨水排水を担っております。さらに下流で、世田谷区と大田区境でございます上沼部排水樋門につきましては、上沼部雨水幹線という下水道雨水管を通じまして、画面の桃色で着色しました区域の雨水の排水を担っております。

続きまして、樋管と樋門の操作状況についてお示しいたします。画面は台風第19号が上陸しました10月12日から翌13日の世田谷区内の樋管と樋門の操作状況の一覧でございます。樋管や樋門につきましては、多摩川の水位の上昇状況などから画面に示します、一覧表の時間に閉鎖をしております。なお、等々力排水樋門につきましては、樋門付近の道路冠水や強風、停電によりまして樋門を閉鎖することができない状況でございました。

次に、現時点で想定されます浸水被害の主な要因についてお示しいたします。まず、二子玉川地区の堤防未整備箇所の浸水被害につきましては、堤防未整備箇所において増水しました多摩川の水が溢水したこと、宇奈根1・2丁目付近、鎌田1丁目付近、玉川3丁目付近の浸水被害は、宇奈根排水樋門、谷川排水樋門の閉鎖に伴う浸水、鎌田1丁目付近の浸水被害は多摩川の水位上昇に伴う野川の溢水、それらが想定されます。

また、上野毛2丁目、野毛2丁目付近の浸水被害につきましては、複合的要因が考えられまして、下野毛排水樋門の閉鎖に伴う浸水と無堤防箇所で浸水した多摩川の水が下水道雨水管に流入しまして、下流であふれたということが想定されます。

また、玉堤1・2丁目、大田区田園調布4・5丁目付近の浸水被害につきましては、複合的要因が考えられ、玉川排水樋管と上沼部排水樋門の閉鎖に伴う浸水のほか、等々力排水樋門を閉鎖できなかったことで多摩川の水が住宅地に流入した可能性があることと、住宅地に降った雨が多摩川に排水できなかったことなどが想定されます。

それでは、ここで玉川排水樋管、谷沢川の下流にある水門でございますが、その近くの10月12日の6時から24時までの10分間ごとの静止画像を連続的に映像化したものをご覧いただきたいと思っております。映像時間につきましては2分弱となります。

なお、21時以降について観測ができなくなり、映像が途切れます。あらかじめご了承をお願いします。

それでは、映像のスタートをよろしくお願いします。

右側の画面の上に日にちとその時点の時間が書いてありますので、そちらもあわせてご覧ください。

6時時点では、まだそれほど増水していないことがわかります。この後、12時過ぎから増水が顕著になってまいりまして、また17時40分ごろには谷沢川の左側、皆さんの向かって左側、左岸の護岸天端付近まで水位が上がって参ります。ただいま12時ごろでございます。

この時点で多摩堤通りの下を潜るトンネル2門が完全に見えなくなってしまっています。さらに、19時ごろになりますと、明らかな溢水が見られますので、ご覧いただきたいと思っております。

この後、21時以降から観測ができなくなってしまって、真っ暗な画面になってしまいますけれども、ご了承ください。観測ができなくなってしまったのは、水位が上がり過ぎたのと停電の影響というふうに推測しております。

それでは次に、今ご覧いただきました映像現場の付近におきます、谷沢川の溢水の最高水位の痕跡についてお示しいたします。向かって左側の写真は、10月15日に撮影しました玉川排水樋管近くの左岸の様子でございます。ネットフェンスに増水したときに付いた草、枯れ葉などの跡が残っておりまして、護岸の一番上の天端から約1.1メートル、水が溢水したことがわかります。

また、向かって右下の写真は、同日に撮影しました谷沢川と丸子川の合流付近の滝之橋のすぐ上流側の写真、左側の護岸の様子でございます。こちらもネットフェンスの下のほうに枯れ葉などによる痕跡が残っておりまして、溢水した状況がこれで読み取ることができます。

最後に、今後の当区の当面の対応についてお示しいたします。今後、世田谷区では、庁内に学識経験者のほか、国、東京都、大田区及び当区の職員によります浸水被害を検証する委員会を組織しまして検証に着手いたします。そして、浸水被害の検証など関係機関と情報を共有するとともに、国、東京都への改善等、水害の被害軽減の要請など連携して今後取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○司会 それでは、これから質疑応答に入ります。発言されたい方は、まず挙手をお願いいたします。指名は私、司会のほうからさせていただきます。

職員がマイクをお持ちしますので、指名された方はお住まいの町名、例えば玉堤1丁目の何々というように、町名とお名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

できるだけ多くの方のご意見をお伺いしたいので、ご発言は1人3分以内でお願いいたします。

それでは、質疑等がある方は挙手をお願いします。

○区民1 玉堤1丁目に居住しています●●●と申します。

玉堤1丁目のマンションに居住しておりまして、今回の台風19号でマンションの1階共用部分、一部専有部分に甚大な被害を受けております。

多摩川の排水樋門の開閉に関して質問です。ご説明いただきましたスライドで言いますと23ページ、今回の台風ではこのような状態になったというふうに理解しました。そのため、樋門を閉じるという判断をされたということだと思えます。しかしながら、等々力排水樋門に関しては閉じることができなかった。そのために雨水に加えて、多摩川の水が流入して被害がより広がった、このように理解しました。その理解で正しいかということ。

あと、等々力排水樋門が今回閉められなくて被害が拡大したのであれば、同様の台風が来たときに、また強風だ、停電だ、冠水だと言って、同様に閉められなかったということでは困るので、それに対して次回はどうのような対応をとられるのか、それについてのお考えをお聞かせください。

○工事第二課長 工事第二課長の筒井でございます。お答えいたします。

等々力排水樋門につきましては、私どものほうでは、スライドにもございましたとおり、確認をいたしまして、閉めるというタイミングにおいて向かったところでしたが、溢水等、あるいは停電等で阻まれて閉めることができなかったというのは事実でございます。それにつきまして、この一帯につきまして、あふれた溢水とか、そういったものについては、先ほど申し上げたとおり、複合的な要因もございまして、等々力排水樋門の影響だけとは限らないのかなというふうに考えてございまして、後ほどの検証にかけていきたいと考えてございます。

また、等々力の今後の対応でございますが、樋門全般に言えることなんですが、かなり危険性が伴うということで、樋門の管理者である東京都下水道局に対しまして、安全の確保とか、あるいは遠隔操作とか、そういったものも要望しているところございまして、

近年には、とりあえず柵、渡るところの通路の柵ですが、こういったところも高くしていただくように、あるいは堤外地で遠隔で操作できるようにお願いしているところでございます。今後は、そのような形で対処していきたいと考えてございます。以上でございます。

○司会 よろしいでしょうか。

○区民2 上野毛1丁目の●●●と言います。

一番最後の対策で、ただいまの等々力での閉められなかったこととか、いろいろな対応とあわせて、これからどういう総合的な激甚災害、気候変動の激しい昨今の状況で予想されるもとの、何と何と何と何について、どういうふうに見直しして、何か委員会も作るそうですが、いつまでに、どういうふうに見直しをさせていただけるか。

具体的に申し上げますと、1つは貯水池あるいは槽などの計画、その中の例えば二子玉川再開発に関連しまして、二子玉川公園の下に貯水池・槽があるはずなんですけど、それがどれぐらい効果を発揮したかとか、同様のものはどこどこどこにあって、どれぐらい効果を発揮したのか、足りなかったのか。今後予想される場所では、さらにどういう対策が必要かなど、これは一例ですが、それらについてご説明をいただきたいと思っております。

それから2つ目は、今もご質問があったんですけども、何であれは開けられなかったのか、停電だけな訳ですかね。

それと、区が受けてやっているというので、今のご説明ですと水道局に要請するというんですけども、こういう災害対応のとりあえず区の体制上の検証とこれからの対策も、ぜひ総合的な対策で検討していただきたいと思っておりますが、その点はいかがかということ。

最後に3つ目、ただいま環八沿いに、もっと前の谷沢川等の水害などの契機があって、環八沿いに水の流れを制御する工事をやっているはずなんですけど、これはどう進捗していて、今後どういう効果が期待されるのか、あるいは足りなければどうするのか。要するに、総合的なこれからの災害対応をどう立てて、いつまでにどう決めて、どういうふうに見直しをして、どう実施していくかというのをお話しいただきたいと思っております。以上です。

○豪雨対策推進担当参事 それでは、今の●●●さんのご質問についてお答えをさせていただきます。

私、豪雨対策の桐山でございます。

まず、検証についてですけども、先ほどもご説明で少し触れておりますけれども、検証委員会を立ち上げた中で検証する内容としまして、主に今回の、先ほども今の時点で想

定されるというご案内をさせていただきましたけれども、この浸水がどうしてこういう形で起きてしまったのかというところを、まず現状をできるだけ把握して検証をしっかりと、発生したメカニズムといったものをまず把握したいと思います。

その上で、今回以上の台風などの降雨も今後起こらないとも限りません。これは誰でも予測できないところだとは思いますが、少なくとも今回と同程度のものが起こることも十分あり得るのではないかなど。昨今、日本全国どこかしら浸水被害が発生して、大きな災害報道がある中で、また世田谷でも来年も起きないとも限らないという危機感を持っております。

そういった中で、少しでも減災につながる取り組みをしたいということ認識しております。その中で今申し上げました発生のメカニズムをしっかりと把握した上で、まずは短期的にとれる行動、それから中長期的に対策を練らなくてはいけないこと。世田谷区でできること、世田谷区ではできないので関係機関も連携をお願いしてやっていかなくてはならないことが考えられます。そういったものをしっかりと見据えていきたいと思っております。

検証委員会の中では、先ほどもご案内したように、国や東京都の方にも入っていただきますし、お隣の大田区のほうでも浸水被害が大変な状況がありますので、そちらとも情報連携等をしながらやっていきたい。2月に1回中間報告して、早ければ6月に取りまとめられたらという形で思っております。

ただ、その後も中長期的なものについては、特に国や東京都に働きかける部分が多々あるかと思っておりますけれども、連携しながら、皆様の安全安心を守るために頑張っていきたいと思っております。これが1点目です。

あと、何で閉められなかったかという2つ目のお答えについてですけれども、これも検証委員会の中で検証する内容の中で、樋門、樋管の操作の有様について確認をしてみたいと思いますので、その中でやってまいりたいと思っております。

それから、3番目の最後のご質問の中で、環八沿いに水の流れの工事、これは恐らく東京都の建設局が今進めていただいています谷沢川の分水路の工事のことをおっしゃっているのかなということで、そういう理解でここはご答弁を申し上げます。今、既にこの近くに都立園芸高校の果樹園がありますけれども、そちらで工事が、立坑、シールド工事という形の工法をとって、要するに、モグラみたいに地下にトンネルを、なるべく地上の影響が少ないように、そういう工法をとってもらいますけれども、シールドマシンを地下に

入れるための立て坑という縦の穴を掘るための工事を今年度から着手していただいております。

これにつきましては、たしか令和6年までに完成させるという形で頑張ってくださいいておりますけれども、こちらも一日も早く完成してもらえるように、地元の世田谷区としても、東京都建設局と連携しながら、早い完成を見るように頑張っていきたいと思っております。

○司会 よろしいですか。では、ほかに。

○土木部長 もう1点ご質問をいただいていたと思います。

私、土木部長の関根と申します。

この度、被害に遭われました方々に改めてお見舞い申し上げます。

もう1点のご質問でございますが、二子玉川公園を例にとって調整池というんですか、雨水の貯留槽のお話をいただいたと思うんですが、こういうふうに水をためるものにつきましては、大きなものと川の遊水地、有名なところだと利根川にございます渡良瀬遊水地というのを聞いたことがある方もいらっしゃると思うんですけれども、そういうような大河川には上流とか中流で水をためるような広い場所を持っている河川もございますが、残念ながら多摩川にはそういうものがございません。国では、そこら辺を再度認識して、そういう遊水地がない中でも対策をとっていくということを今考えているということで聞いております。

二子玉川公園の話をお伺いしましたが、二子玉川公園は区の基準に基づきまして、雨量で言いますと100ミリ、ちょうど10センチまでは雨水を抑制するようになっております。簡単に言いますと、大体あそこの公園は6万3000平方メートルほどございますので、6300立方メートル以上は抑制するような施設となっております。

また、私ども世田谷区としましては、区内全部、今回の流域の谷沢川も含めてですけれども、マンションとかをお建ていただく場合には、一定量の雨水を貯留するような水槽を設けていただくとか、雨水を地下に浸透するとか、そのような取り組みもご協力いただいている次第でございます。雨水を貯めるというのは、先ほど申し上げました遊水地のような大きなものから小さいものまで、多々いろんな段階のものを組み合わせて対策を取っているところでございます。以上でございます。

○区民3 上野毛の●●●と申します。

つい最近テレビでやっていたように、柔軟な対策ということで家を高床式にしたりする

と思うんですけれども、上野毛付近は風致地区で高さ制限とかいろいろ建築が難しい場所なんですけれども、その辺の緩和とかも考えていらっしゃるでしょうか。

○土木部長 私、土木部長からお答え申し上げます。

現段階で高さの緩和というところまでは検討に至っている次第ではございませんが、ただ、これまで建物を建てる際のお願いとしましては、特にたびたび浸水するような場所においては、地下車庫とかそういうものについてはなるべく避けていただく。または今回、二子玉川で多摩川の無堤防箇所から溢水した場所もございましてけれども、例えば、その前のマンションでは止水板ということで、マンションの入り口に板を立てるような構造でもととつくってございまして、それで浸水を抑えることができたという事例もございまして。我々は、これまでも建物を建てる際には地下をなるべく控えていただくとか止水板をつくっていただく、そのようなお願いをしている状況でございます。以上です。

○区民4 戦前から玉川地区に住んでおります●●●と言います。今は奥沢8丁目に住んでおりますけれども、シニアですので、そういう観点から感じたこと、疑問を申し上げますと思うんですね。

私は、世田谷区については、人口が随分増えているわけなんですけれども、これはもう1度根本的な観点から土地利用を考え直さないといけないのではないかと考えております。例えば、従来から国交省をはじめ、行政がなさっていらっしゃる対策というのは、対症療法といいますか根本的な対策ではない。ですから、例えば、今回のような洪水が、よく言われておりますように、原因は自然災害ということではなくて、人為的な原因から起きているのではないかとされているようですが、もしそうだとしますと、今回のような災害、あるいはそれ以上のものが今後も引き続いて起きてくるということを覚悟しなくてはいけない。どこかの時点で根本的な対策を考えなくてはいけないのではないかと考えます。

例えば、簡単な質問ですけれども、今、多摩川には各地にいわゆる取水堰のようなものが残っていますけれども、ああいうものと今回の水害の場合の水位との関連は無関係と言えるのかどうかということもあります。例えば、少し話が大きくなりますけれども、国交省が今一生懸命やっっている国土の強靱化という対策は、もともと大変な費用がかかって、しかも、その効果は一体どのようなものかということを立て証することができない。つまり、いわゆる対症療法とは言いながら効果がわからないということではないか。そんなことよりも、むしろ今考えなくてはいけないのは、さしずめ災害を受けた方の生活

再建、これは先ほどご説明があったような程度のお金では到底再建できない。

どうしてそういうことが言えるのかということですがけれども、つまり、こういう制度が作られてきた経過、今まで日本人は割と豊かな金融資産というものを持っていた。けれども、今この数十年の間の不況で非常に貧しくなっていて、自分の力ではとても再建できないということがあるのではないか。そして、こういうところにもし潤沢な資金を提供して生活再建ができるということになりますと、それはその方にとって有効であるだけでなく、そういうものに使われたお金は地域全体に直接貢献するという性格を持っているのであって、これはこれからのまちづくりという観点からいっても、ぜひ十分な資金を提供するようにする必要があるのではないか。

いろいろ申しあげましたけれども、先ほど申しました取水堰は関連があるのかどうか、その点についてだけご回答いただければと思います。

○土木部長 では、今のご質問について、土木部長の私、関根からお答え申し上げます。

ご指摘いただいている取水堰は、今回の台風被害につきましては、多摩川を管理しておりますのが国土交通省の関東地方整備局の京浜河川事務所というところでありまして、今回の台風被害を非常に重く受けとめて、さまざまな取り組みを今後やっていくということで聞いております。また、私ども世田谷区といたしましても、今回の検証委員会の中にも国土交通省の職員も入っていただいているように、国と都、区が一体となって、またはこの近隣の自治体で申し上げますと、川崎市、大田区、世田谷区の3者で連携して、新聞報道ですと、大田区との関係でいろいろ話題に上がっているのを聞いた方もいらっしゃると思いますが、大田区ともしっかりと連携をとりながら、行政が一体となってさまざま対応してまいります。今いただいた取水堰につきましても、国土交通省にしっかりと確認をとってまいります。以上です。

○区民5 私は、野毛2丁目付近に住んでいる●●●と申します。

今回の2丁目付近の原因が2つ書いてあって、下野毛排水樋門の閉鎖、それから無堤防箇所から溢水した排水が下水道管に流れ込んだと2つを上げているんですが、実は内容がさっぱりわからないんです。1つは、下野毛の排水樋門というのは何のために閉めるんですか。要は、丸子川があふれることからここを閉めたんでしょうか。そうすると、そういう原因であれば、今後、大雨が降ったときはこの排水樋門というのは常に閉まる可能性がありますか。これが1つの質問です。

2つ目が、無堤防箇所からあふれ出した水が下水道管に流れ込んだ。下水道管に流れ込

んだ水が、何で下野毛のほうにあふれるんですか。二子玉川の近くですから、浸水する範囲がもっと大きくなったんじゃないですか。これが2つ目の質問です。

3番目が、ピンポイントなんですけれども、今後、野毛の溢水が起こらないようにするにはどうしたらいいんですか。

この3つについてよろしく願いいたします。

○豪雨対策推進担当参事 ただいまのご質問は豪雨対策推進担当参事の桐山からお答えさせていただきます。

まず、1つ目の下野毛排水樋門の役割といいますか、丸子川との関係のお尋ねがありましたけれども、下野毛排水樋門につきましては、丸子川というよりも多摩川との関係になります。多摩川の水位が上がったときに、多摩川を流れる洪水が住宅地側に流れ込んでしまうことを防止するために閉める。水門はみんなそういう性格を持っているんですけれども、下野毛につきましても設けているところでございます。ですので、多摩川の洪水がいっぱい押し寄せている、一般的に水門を閉めてしまうことによって出る影響、水門を閉めますと、例えば下野毛下水道雨水幹線ですけれども、川でもいいんですけれども、上流から流れてくる水が、本来ですと水門が開いていれば多摩川のほうに流れていきます。それを閉めることによって多摩川のほうに流せなくなりますので、行き場がなくなって水門の付近を中心にどんどん上流側に向かって水がたまってしまいます。

多摩川の洪水が住宅地側に流れ込んでくる影響と、水門を閉めたことによって上流から流れてくる水がたまったことによる浸水の影響と、どちらの影響が大きいかなど。多摩川のほうから流れ込んでくる、これを通常外水氾濫といいます。外水氾濫という言葉は、マスコミ等の報道でも聞いたことがある方も大勢いらっしゃるかもしれません。一方で、住宅地側の水門等を閉めたことによって浸水が起きることを内水氾濫と言っております。内水氾濫と外水氾濫の比較をすると、状況によっても違う場合もあるかもしれませんが、一般的には、外水氾濫のほうに圧倒的に被害の影響が大きいと言われております。そういうことで、内水氾濫が起きることはあるんですけれども、水門は閉めるという形を全国的にとっているという状況です。

ただ一方で、水門を閉めたうえで、内水を一定程度排水をすることにより、多摩川の外水の洪水がおさまる時間を稼げる場合もありますので、排水ポンプ施設ができないかということ、世田谷区では関係機関、河川管理者と下水道管理者にお願いしているところでございます。これが1つ目の答えでございます。

あと、2つ目のお答えについてですけれども、なぜ多摩川の二子玉川の堤防ができていないところからあふれた水が影響するのか。これは今の推測でございまして、これから検証の中ではっきりさせていきますけれども、スクリーンをご覧ください。先ほど私のほうで下野毛の排水樋門については、下野毛下水道雨水幹線を通じてというご説明をさせていただいているかと思っておりますけれども、上流のほうに行きますと、二子玉川の再開発のエリアのほう、昔、都立玉川高校があって、今、東京都の公文書館が開設されている脇のところまで上流に行くと、下野毛の雨水幹線というのは通っております。

今回、暫定堤防といって10年前ぐらい前に上流につくった堤防がありますけれども、その横の道路、今、二子玉川の堤防がないところからあふれた水が、青線で書いてある雨水管のルートを通って、下野毛排水樋門に通じる下野毛の雨水幹線につながっております。結局流れ込んで、青い線の多摩川の一番端っこから多摩川沿いに二子玉川の駅を通過して、そこに道路があるんですけれども、二子玉川の堤防がないところからあふれた水が道路の上を通って、今、赤いポインターで示していますラインのところを伝わって流れていたと推測しております。

あと、溢水しないような対策ということでございまして、まず1つは、無堤防箇所にも一日も早く堤防をちゃんと整備してほしいということも国土交通省にも改めてお願いしております、これは区長からも改めてお願いしてもらいましたけれども、それをやってもらうこと。それから、先ほどちょっとお話をしましたように、下野毛の排水樋門のところに排水ポンプ施設を作ってもらえるようにという形で、対応をお願いしているところでございます。以上でございます。

○区民6 私は、玉堤1丁目に住んでおります●●●と申しますが、世田谷区の説明会、大田区は1カ月前に終わっているんです。何でこんなに遅くなったのか回答していただきたいと思っております。

それから、今回、私は、自然災害ではなくて人的災害じゃないかということに疑っているんです。なぜかという、大田区の説明を僕は聞きました。そのときに言われたことは、等々力の排水のところが開められなかった、開いたままだった。開いたままだったから、多摩川の水が逆流して町のほうへ入ってきている。そのビデオが全部公開されました。皆様方は見ていますか。我々は見えています。それによると、等々力のところから水がどんどん町のほうへ流れてくる、その流れをある人が全部ビデオに撮りまして、それを大田区に提供したんです。我々はそれを見せてもらいました。ですから、これが全てとは言

いませんけれども、かなり大きな影響があったのではないかと。

先ほど停電があったから云々というのがありましたけれども、停電はもっと遅かったんです。僕は多摩川のすぐそばに住んでいるものですから、夜8時ちょっと過ぎに土手に出てどうなんだろうかと見に行きましたけれども、我々のところでは多摩川の水は7割5分ぐらいしかなかったんです。玉堤1丁目のところですよ。ですから、閉めなくても大丈夫というんじゃないかと、早目に閉めておけば完全に閉められたのが閉めなかった影響が一番大きいのではないかと。これについて、ぜひご回答をいただきたい。

それから、これだけ区民の人がいっぱい来ているのに何で区長が出てこないんですか。当然謝るべきなんじゃないですか。それを私は抗議したいと思います。

それからもう1つ、大田区では、その後、被害を受けた家々をどんどん回っていき、消毒作業をやっていきます。多分アルバイトの人だと思いますけれども、世田谷の地区のところまで入ってきて、アルバイトの人が3人ぐらいでチームを組んで消毒に回っているんです。ところが、僕は世田谷区ももうじきあるんじゃないかと思うんですけども、世田谷区は何にもないんです。消毒作業をするには床上浸水の人じゃないとだめだと書いてあるじゃないですか。僕のところは床下ですが、床下もいっぱいいるんです。結局そういうのをやってくれる人が回ってこないんです。こういうのは申し込みをしないとできないんですか。それはおかしいんじゃないですか。ぜひもうちょっと区民に誠意を示してやっていただきたいと思います。以上。

○玉川総合支所長 玉川総合支所の岩元でございます。私から2点、ご回答を申し上げたいと思います。

この説明会が遅くなった理由でございます。まず、遅くなったことに関しまして、誠に申し訳ございませんでした。この場をお借りして謝罪を申し上げます。今回、遅くなってしまった理由の1つとしましては、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、被災者生活再建支援法が18日にやっと国から適用を受けたということもございまして、この辺の確認作業等をさせていただいたところもございまして、この時期になってしまったというところでご理解を賜れば大変ありがたいと思います。申し訳ございませんでした。

それからもう1つでございますが、区長の出席についてでございますけれども、本日の説明会に関しましては、今回の台風の現状と支援制度等、また水害被害の調査の取り組み等についてご説明する会ということで開かせていただきました関係で、実務の責任者であります副区長が出席するということで準備させていただいたところでございます。こちら

についても誠に申し訳ございませんけれども、ご理解を賜われればありがたいと思います。すみません、どうぞよろしく願いいたします。

○土木部長 2つ目の質問でございます。今回の浸水被害は人的災害ではないのか、大田区の説明によると等々力排水樋門が閉められなかったから逆流して浸水したのが主な原因じゃないかと、それについてお答え申し上げます。

まず、先ほど説明させていただいた中で、今回の玉堤、あと田園調布4・5丁目付近の浸水については複合的な要因ということで考えてございます。繰り返しになって申し訳ございませんが、2つの水門、玉川排水樋管と上沼部排水樋門の閉鎖に伴う、先ほどもご説明したような内水による浸水です。あと、ご指摘いただいております等々力排水樋門が、誠に大変な状況の中で閉められなかったということでございますけれども、これを閉鎖できなかったことで多摩川の水が逆流した可能性、ここはまさに大田区の説明会の中でもご指摘ということで理解してございますけれども、その点と、住宅地に降った雨がそもそも多摩川に排水できなかった。その他もいくつかありそうなんですけれども、その複合的な要因と考えてございまして、いずれにしましても、今後の検証の中でそこら辺ほどの程度影響があったのか、どういうふうに影響があったのか、そこはしっかりと検証してまいりたいと考えてございます。

それと、早目に閉めたほうがいいんじゃないかというご指摘ですけれども、やはり先ほどスライドでも見ていただきましたとおり、住宅地に降った雨が多摩川に排水している間は水門を閉めてしまいますと、住宅地に浸水しなくていい水が浸水してしまうということでございまして、これは適切なタイミングでしっかりと閉めるということで、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。そうはいいながらも、今回、1カ所の水門を閉められなかったことは事実でございますので、そのことを含めて検証してまいります。以上でございます。

○生活保健課長 世田谷保健所でございます。私からは消毒のことについてご説明させていただきます。

世田谷保健所では、19号の大雨以降、約200件強の床上浸水の方を対象にしまして、専門業者による消毒をさせていただきました。現在でも消毒は受け付けております。今週も消毒して欲しいんだというお電話がありましたので、その対応を来週する予定になってございますので、床上浸水で不安だという方、消毒をしてもらいたいという方は、世田谷保健所までお電話をいただきたいと思っております。

それから、大田区と比較して世田谷区は床上だけで床下浸水はしていないじゃないかというお話でございます。この答えは2つありまして、1つは、国からも床下浸水に関しては特に消毒は必要ありませんというのが見解として出ております。ただし、その場合でもとにかく乾かしてください、よく乾かすことで消毒の必要というのとはなくなります。そして、もう1つの答えなんですけれども、そうはいつでも、こちらにいらっしゃる皆様は消毒しなくて大丈夫なのかという不安を抱いている方もいらっしゃると思います。

そのために、現在、この近くですと等々力のまちづくりセンターや上野毛のまちづくりセンター等で消毒液を配付してございます。その消毒液は、こういうふうにすればいいですよと簡単に消毒ができるようなペーパーもつけて配付していますので、もしよければそちらをお使いになられて、床下浸水の場合、庭も含まれるんですけれども、誠に申し訳ございませんけれども、そんなに難しくありませんのでご自身で消毒していただければと思います。消毒に関して疑問点、不安な点がございましたら、いつでも世田谷保健所までご連絡ください。以上でございます。

○区民7 私は、大田区田園調布5丁目の●●●●です。まず、この説明会を設けていただき、ありがとうございます。

ぜひ、レッスンランで、ここで起きたことというのは必ず将来また起きると思いますので、しっかりと世田谷区、大田区だけではなく日本中に活かしていきたいと思います。そのためには事実認識をしっかりとしないとだめだと思ひまして、ちょっとしつこいようですが、先ほどの等々力水門の事実認識を教えてください。誰がどうのではありません。私は、前回の11月24日の大田区の説明会でも、これが要因であるという報告があったので、そこで質問しました。そのときは下水道局の方に答えていただきました。詳しくは、この操作責任は世田谷区にあると、なので世田谷区に確認するとそのときはおっしゃっていました。11月24日です。最初の質問は、下水道局から質問が世田谷区にありましたか。その調査が進んでいますか。

2つ目は、大田区と世田谷区と国が協力し合って進めるという話がありました。11月24日に大田区は、先ほど誰かが説明していましたが、パワーポイントとビデオで説明がありました。資料もあります。ここに座っている皆さんは、基本としてその資料は既に目を通してという理解で正しいですか。そうしたら、その説明の資料の内容と今日説明した内容というのは必ず合っていてほしいです。区というのは、我々から見て正直あまり関係ないところなんです。何とかしてくださいというのがあります。

それで、最後の水門のところの質問です。水門が閉められなかった理由として、停電と冠水と風とありました。上沼部、大田区側の水門が閉まったのは6時です。ただ、閉めた後、8時か8時半まで40人の人たちがポンプで水の吐き出し作業をやっていました。それと、等々力排水樋門に行くのに等々力の道が冠水していて近づけなかったとありますけれども、私の理解では多摩堤通りを通過して行けば必ず行けると思います。多摩堤通りでは9時か10時ぐらいまで、消防士の方とかいろんな方たちが作業していました。そこから行けばまず到達できると思います。

あと、風に関して、上沼部と等々力の距離感は、地図上で見ると恐らく1キロ離れていないです。1キロ離れていない中で、ここだけ強風が吹くということはあり得ないと思います。突風は吹くかもしれませんが、強風が吹き続けることはあり得ないと思います。したがって、風で閉められなかったというのは、1回目のトライで閉められなかったかもしれませんが——質問です、何回閉めに行きましたか。そのときに、何人体制で、誰がどのくらいの閉める努力をしていただきましたか。

こちらの最後の質問は、この水門に関して管理責任と実行責任はどこにありますか。操作責任は世田谷区にあると説明を受けましたけれども、管理責任——ここで言っている管理とは計画と統制です。どういう計画でこの操作をやっていくのかというプランを立てて、統制とは計画どおりに物がいかないときに、それをどうするかという人の判断が入ります。それが統制です。その責任を負っているのはどこなんですか。たしか大雨警報が出ていたのが24時間以上前の11日の3時46分から、この水門が閉められないまでの間、何らかのアクションをとったと思います。どのアクションをとったのか、それがいわゆる管理責任であり、操作責任をしている方たちの職務だと思っています。

いっぱい質問しちゃいましたが、あくまでもファクトをちゃんと理解したいというところで、ファクトがしっかり理解できない限り、次の手を打っても無駄骨になりまので、しっかりとご説明をお願いいたします。

○土木部長 質問を分けてお答えさせていただきます。まず、私から2点です。

まず、下水道局は要因等について区に確認しているかということで、これは私どもが下水道局から委託を受けて水門の操作をしているという状況でございまして、当日の状況については下水道局に報告してございます。毎日とは言いませんが、連日のように下水道局とは情報連絡をとってこれまで進めております。また、大田区の説明についてですけれども、実は私も大田区の説明会、11月24日、皆さんが今お座りの席の中の一人として参加し

てございました。資料も全部見えていますし、ビデオも見ております。そういうことで、資料については庁内に持ち帰って共有してございます。

あと1点、多摩堤通りは通れるじゃないかというお話ですけれども、多摩堤通りは当日強風のため通行止めと。通行止めでも我々の車は通ろうと思えば通れると思うんですけれども、何分多摩堤通りは場所からいって、今回の台風は南風が吹いておりますので、自動車を通ることによって、暴風雨があれば吹き飛ばされる危険があるということで、車の通行は非常に危険が伴うという状況でございます。

○工事第二課長 では、等々力排水樋門につきまして、私、工事第二課長の筒井と申しませんが、ご説明します。

私どもは、等々力排水樋門については2回ほど確認してございます。こちらについては先ほども説明がございましたように、私どもはできるだけ内水氾濫を起こしたくないということがありますものですから、逆流の兆候なり何なり、あるいは堤内地にあふれてきたといった段階で初めて閉めると考えてございます。したがって、事前に閉めるということになると、明らかに内水氾濫が起こるという前提は、私どもとしてはできませんので、何らかの兆候があつて初めて閉めるということですので、その2回のほうについては残念ながら閉めてございません。

その後、私どもといたしましては、谷川排水樋門も近くでございます。これを20時ごろに閉めまして、20時30分ぐらいまでそこに近づこうといろいろ努力したところでございます。先ほど出ました多摩堤通りにつきましては、私どものポンプもございまして、東京都で谷沢川の排水もやっていたということもあつて、完全に車が通れなかったということから、ぐるっと環八のほうまで回ったりいろいろ努力はしたところではあつたんですが、残念ながら阻まれまして、先ほど言いました強風とか、あるいは規制もしくは周辺の冠水によりまして断念したということでございます。

あと、下水道局との確認でございますが、下水道局がポンプの所有者でございまして、私どもについては受けて管理させていただいているということでございます。

責任につきましては、操作のほう、委託についての責任は当然でございますし、施設の管理者という立場では下水道局の管理の責任はございますので、そこということになります。以上でございます。

○区民8 私も大田区民の田園調布に住んでおります●●●と申します。

今の等々力排水樋門——水門が閉められなかった、到達できなかったということなんで

すけれども、そうすると、今、ご質問がそこしかなかったんですが、つまり退去はしていなかったということでもよろしいのでしょうか。そこは後で閉めればいいということでもかを回られたのかわかりませんが、通常ですと、大田区に限っては水門のところでポンプの排水作業ですとかいろいろとされていて、40人体制で行っていたということだったんですが、等々力排水樋門に関してはその間放置してあって、時間になったら閉めに行くという段取りでやっていらっしやったということでもよろしいのでしょうか。

○工事第二課長 等々力排水樋門のほか、私どものほうは下野毛、谷川をそれぞれ持っていて、特にあふれる傾向が強いという谷沢川のところでございますと玉川排水の水門並びに下野毛のところには、実体として待機しているところでございます。等々力につきましては実績等からパトロールという形で、近くということで確認しながらということで常駐はしてございませんでした。以上です。

○土木部長 ちょっと補足させていただきます。上沼部排水樋門については、操作は堤内地側、要は住宅地側でできる施設になっています。住宅地側、あとは前面の川側というんでしょうか、両方に操作の場所がございまして、大田区の職員については住宅地側で操作していたと聞いております。ここについては、誠に残念ながら住宅地側で操作する場所は全くなくて、今、赤い点でお示ししている川の中に入ってここで操作するしかない。小屋があるわけでもないし、下は濁流が流れていますので、こういう場所の操作という状況でございます。

○区民9 玉堤1丁目の●●●●と申します。3点ほど質問したくお願いします。

まず1点目ですけれども、自治体の建築許可についてなんですけれども、先ほど土木部長からも、川の近くで、特にハザードマップで浸水の危険があるところは止水板ですとか——私はマンションに住んでいまして、今回、マンションの地下が冠水して、1階は床上浸水ということで甚大な被害がありました。先ほど土木部長からも、建てる時は止水板を設置するですとか、貯水槽をつけるとか言われていましたけれども、そもそも自治体として建築許可をするときに、今は建築基準法に合致しているかしか見ていないと思いますけれども、そういった周辺環境を考慮して、例えば規制を設けるなどして地下室は造らないですとか、機械室は2階以上に設けるですとか、止水板を設けるとか、いろんな規制がないと、浸水に対する十分な安全の対策がない場合は許可しないような規制を設けておく必要があったんじゃないかと思っています。それについてのお考えというか、責任、今後、そういうのを規定として設けるかをまず1点目、お聞きしたいと思います。

2点目は、マンションの共有部分なんですけれども、これは武蔵小杉のタワーマンションとかでも今話題になっていますけれども、マンションの地下というのは機械室ですとか電気室ですとか、重要な機械が集中してしまっていて、今回、こちらのマンションも駐車場に使ってれば消防設備なども設置してあったので、冠水ですから甚大な被害になっています。全部取りかえると億単位とかで交換して、それを住民で割ると1人当たり何百万という負担になるんです。今、り災証明書上、躯体が頑丈であればマンションは頑丈ですから、そこが壊れていないと、それだけ甚大な被害があっても一部損壊とか、その程度にしかならなくて結局支援の対象外になっていて、特に1階の人とかは自分の専有部も被災していて、かつ共用部でもそれだけの負担になると二重の負担になるので、り災証明書では基準に当てはまらないけれども、実際には甚大な被害を受けて、共用部といっても最終的には専用部の人か割って負担しているのです、そのあたりの支援を考えていただきたいということが2点目です。

3点目は、今後、再発防止策としてできることは、今から機械室を上を上げるというのは現実的には難しいので、止水板を設置するということがありますけれども、この辺の設置費用の補助というのは、今、いろいろな自治体でも、北区とか板橋区、品川区とかでも止水板設置の補助というのは何年も前からあるみたいですが、今後、世田谷区として補助のお考え方を一言お願いします。

○土木部長 1点目の質問について、私からお答え申し上げます。

建築許可の関係です。規制を設けられないかという話でございます。私ども世田谷区としましても、今回の浸水被害を大変重く受けとめておりまして、確かにお話をいただきましたとおり、地下に機械室があるとか、そういうところは甚大なマンションの被害をこうむったということは私も重々承知してございます。今回の台風被害を契機に、これはこの場で何ということはお話しできないんですが、今後、建築部門も含めて内部でしっかり検討させていただきたく考えております。1点目は以上でございます。

○豪雨対策推進担当参事 私からは、最後のご質問の止水板の設置助成制度の件についてお答えさせていただきます。

止水板については、ご存じかもしれませんが、比較的簡易なものから、建物の躯体の大規模に改修するような大がかりなものまで、さまざまなものがあるかと思えます。そういったこともございますので、制度の創設を考える上で、助成金の交付の要件だとか金額の上限だとか、そういったものの内容をさまざま検証しないといけないと思いま

す。先ほどご質問の中でも板橋区というお話もありましたけれども、他の自治体の状況だとかも確認しながら、あと、東京都とか関係機関とも確認しながら検討していきたいと思っています。

ただ、今、板橋区というお話がありましたけれども、幾つかの自治体で聞いたことが過去にあったんですけれども、地下だとか半地下の居室だとか駐車場は対象にしないないといった自治体も確かあったようでありますので、その辺はどうなのかということも慎重に検討しないといけないと思います。いずれにしても、今後検討していきたいと思います。以上でございます。

○防災推進担当副参事 危機管理室の副参事の河野と申します。

2点目のご質問、そもそもご質問にあったとおり、今回のり災証明の判定というのが躯体に大きな損傷がないとなかなか被災の程度が上がらないということで、国の制度ですとか、東京都と区で今回新たな支援制度を設けますけれども、そういった制度の中でも、皆さんに支援できる修繕費とかが判定の内容によっては上がっていかないということもございまして、そこは大変申し訳なく思っております。

新たな支援制度を区でということは今の段階ではまだ考えていないんですけれども、今後、そういった被災の程度に応じた支援というのは、今回、東京都でも新たな追加の制度をいろいろ出されていますので、そういった中で、区でもそれに上乗せした制度が考えられるかどうかは考えていきたいと思っています。現状のところでは、申し訳ございませんが、先ほど説明した制度しかございません。

○区民10 玉堤1丁目、●●●●と言います。

今回、甚大な本当に大変な被害を受けたわけですが、不安なことは来年もこういうふうになるのではないかということなんです。それで、委員会の話が出ましたけれども、2月に中間報告、6月に最終報告ですか、慎重にというか、きっちりやるべきことをやるというのは重要なことだと思うのでやっていただきたいんですけれども、6月になってから手を打っていたら、来年の同じごろの時期に間に合わないかもしれないという不安があります。したがって、まず第一に、最終報告とかを待たずにすぐ打てる手は打っていただきたい。補償とか何とかは時間の問題というよりは内容のほうが重要なんでしょうけれども、具体的に災害が起きないようにどうするかというところはできるだけ早くやっていただきたい。ついては、2月に中間報告ということであれば、その中間報告の内容を我々にもこういう説明会のような場で説明していただけないでしょうかという質問です。

○土木部長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。検証委員会は、冒頭でもご説明しましたとおり、今回の浸水被害のメカニズム等々、どんな形でというのはいろんなシミュレーションもありますけれども、そういう形で検証していくということでございまして、最終的な進め方はまだ確認がとれていない段階でございます。いずれにしましても、大変恐縮なんですけれども、シミュレーションをやるにしても一定期間かかりますので、先ほどご説明申し上げました来年の6月ごろを目標に進めて参ります。その一方で、すぐ打てる手は打つということでございますけれども、もちろんこれは進めてまいります。既に我々も再度今回の浸水被害の対策について、例えば二子玉川では土のうがちょっと足らなかったとか、さまざまな要因が見えていますので、こういうことについてすぐ打てる手は打つということです。

その1つの例として、先ほどマンションの被害もあったと思うんですけれども、今回、玉堤とか野毛のエリアの中では規模の大きな建物の地下室が浸水して、その水をくみ上げるときに、我々区で持っているポンプは非常に小さなポンプでなかなかくみ上げができなかった、2日も3日もかかった。3日ぐらい中にはかかっているものがございますけれども、これは最終的には議会の議決を得てということになるんですけれども、大型のポンプ車を来年度までに購入する予定を今してございまして、例えば、この後、仮に万が一そういう浸水被害があったとしても、今回よりはスムーズな対応ができると。例えば、今の事例1つでもそうですけれども、そのほか複数の対応策を今検討を進めているところでございます。以上でございます。

○区民10 質問は、説明会を2月にやっていくということですが。

○土木部長 すみません、説明会を忘れていました。検証結果でございますけれども、これは……。

○区民10 検証結果もあるけれども、次の季節までにどういう対策を具体的に打つのか。だから、その中間報告も含めて聞きたいわけです。決定、決めるだけじゃなくて、どういう体制になっていて、ここまでは今できていて、ここから先はもう少しかかりますとか、そういう事実をきちんと教えていただきたいということなんです。

○土木部長 検証結果の報告でございますけれども、中間と最終がございまして。中間は中間で何らかの形で、また、最終についてもどういう形で皆様にお伝えするかについては庁内で検討してまいります。

○区民10 何らかの形ということではなくて、例えば、この場で説明会をやりますという

ことは言えないんですか。ここに責任者の方はいらっしゃるでしょう。

○土木部長 説明会も選択肢の1つでございますけれども、検証結果の状況、また内容に応じたお示し、ご説明の仕方があると考えておりますので、そういう形で今後検討してまいります。

○区民10 そういう形というのはどういうことなの。具体的に説明会をするのかしないのかということ。

○土木部長 説明会は選択肢の1つでございます。

○区民10 やらない可能性が高いかもしれない。

○土木部長 選択肢の1つです。

○区民10 あなたは、やらないかもしれないと言っているのね。

○土木部長 やるかやらないか、現段階では決まっていないということでございます。

○区民10 いつ決めるのですか。

○土木部長 結果が出る段階で、どういう形でというのはしっかりと考えてまいります。

○区民10 では、いつまでに結果を出すのですか。

○土木部長 これは先ほど申し上げました6月ごろを目標としております。

○区民10 中間でもいいんだけど、6月に結果が出てやっていると間に合わないかもしれないというのが不安なわけです。それに対してどうやって応えるんですか。そういう質問に対してあなたはお役所的な回答しかしていない。

○土木部長 まず、2月の段階では、こういうような説明会というのは想定してございません。どこまでお示しできるかというのは、2月といいますと今から2カ月後でございますので、それほど最終的な形まではできないと思うんですが、今回、皆様にご説明した以上の内容でご報告できるようにしたいと考えております。最終的な反映でございますけれども、これは検証結果の内容によってどういうふうに反映するかというのはさまざまな手法がございますので、今の段階でこうだというのはなかなか言えない状況でございますので、その点をご理解いただきたく存じます。

○司会 では、時間も押していますので、その後、こちらで個別のご相談も受けましますので、とりあえずこの会においてはあと2名の方の質疑応答で終了させていただきます。

○区民11 玉堤2丁目の●●●と申します。

今の方のご質問の答えに対して、実際に被害に遭われていないので、お役所の方はわからないと思うんですが、被害に遭った私たちからすると、来年の6月には台風が来てまた

怖い思いをするのかと、皆さんそう思っているんじゃないかと思います。例えば、今回、内水氾濫を起こしてしまった用水路なり川なりの周りに大きな土のうを積むだとか、そういうすぐにできる対応をまず考えていただきたい。検証を6月までやっていて、それから対策をとってああだこうだやっていたのでは、もう6月に台風が来るかもしれないんです。私たちはずっとびくびくしながら過ごさなくちゃいけないことになるんです。少しでも、何でもいいんです。何かしら手を打つ、対策を考える、そういう方向性は全くないんでしょうか。

○副区長 副区長の岡田でございます。

先ほど来のお話に対してご答弁申し上げますけれども、この11月、12月にありました区議会でもさまざまなご指摘がありまして、すぐに手を打つべきものと時間がかかるもの、それぞれありますが、お話しのとおり、来年の出水期までにできることはともかく早くやるということで、今回も補正予算で対応している部分と、それから来年度予算に反映させるということで準備している部分がございます。土のうの確保、あるいは多摩川の無堤防地域の対応、無堤防地域についてはもう整備の予定が立っておりまして、京浜河川事務所で工事していただける予定になっておりますけれども、時間がかかります。時間がかかりますので、その間に同じことがあったらまた溢水してしまうということはありません。ですから、今現場を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、非常に大きな土のうがサイドに積まれておりまして、あれは京浜河川事務所が管理しているんですが、あの高さに準じた形で何らかの措置ができるような体制をとろうと、それは来年の出水期までにとろうということは準備を進めているところです。

それから、先ほど来ずっとお話が出ておりました樋門、樋管の問題も反省すべきところが多々ございます。先ほど関根土木部長が説明しましたけれども、要するに遠隔操作ができない状態、あそこに行かなければ操作できないという状態は解消しないと同じことが起きます。ですから、これは至急やりたいということで、時間がかかるのかかからないのかも含めて京浜河川事務所と調整してまいります。また、排水ポンプは先ほど申し上げたとおりです。大型のポンプを用意するというので今準備を進めてございます。また、避難所開設についても、きょうは余りご指摘が出ませんでしたけれども、五月雨式に開設していった中で大変ご迷惑をおかけしたと反省しております。これについても体制はすぐにとりたいと思っております。また、防災無線を含めて何を言っているんだか聞こえなかったというご指摘も大変たくさんいただいておりますので、皆様のところに情報がちゃんと届

く方法をしっかりととっていきたいと考えているところでございます。さまざまな方法があると思っております。また、検証委員会の検証結果がなければ対策がとれないということではございませんので、それ以前にできることはちゃんとやってまいりますが、検証委員会の結果につきましては、ご指摘の説明会のようなことも含めてしっかりと皆様に結果をご説明できるように、私どものほうで体制をとって参ることは約束させていただきます。以上です。

○区民12 野毛3丁目の者です。

うちは水門を閉められた上で浸水しています。今回の問題を聞いていると、水門を開けていても閉めていても浸水が起きています。これが大問題だと思います。私が行政に何回か問い合わせた際に、今回、野毛エリアに関して聞きましたところ、水門を閉めた後、実際に水が当然住宅街にあふれているので、当初は排水ポンプで多摩川のほうに排水作業をしていたと。ただ、避難勧告が出たので世田谷区がその作業を中止して逃げたと聞きました。その後、実際15分ほどで一気にうちのエリアは膝上、最終的に腰の高さまで浸水しました。このことに関しても、一切住民は知りませんでした。排水作業をしていたこと、水門を閉められたことを一切知らなかったのも、うちのマンションの人、1階住民、周りのエリア、みんな逃げ遅れました。はっきり言って見殺しにされたと思っています。こういったことを今後もされるおつもりなのか、どういうことなのか。

また、来年に向けて、心のこもった回答が全然いただけていません。ここにいる住民の方は世田谷区とさんざんやりとりをされたと思いますけれども、対応していて、本当に心を感じません。皆さん、人ごとですよ。どんな思いをして皆さんは過ごされてきたか、来年の夏、どれほどの恐怖を感じて今ここに来ているのか、ちゃんと回答をお願いします。

○副区長 今のご指摘を重く受けとめさせていただきます。私どもとしては、今回の台風に当たって必死にやってきたつもりですけれども、いたらない点がたくさんあったということは事実でございます。これは問題点を1つ1つこなして、しっかりとした対応をしていきたいと思っております。そして、今お話のありましたように、この樋門、樋管というのは閉めれば内水氾濫の可能性が出る。開けたままにしておくと、場合によって多摩川からの逆流で被害が大きくなる可能性があるということで、非常に微妙な判断が必要なんですけれども、そうしたことについて、周辺にお住まいの皆様これまで情報がちゃんと伝わってなかったこと、そしてまた、これから閉めます、あるいは開けますということについ

て、皆様に情報がちゃんと伝わらなかったことは課題だと思っておりますので、この辺についてはしっかりと対応していきたいと思っております。どういう方法ができるのか、今検討しているところでございます。以上です。

○司会 それでは、時間になりましたので、この後10分ほど時間を挟みまして、4時15分から、会場前方のほうで個別の相談をお受けいたします。また、お配りの質問用紙に記入して職員に渡していただければ、後日回答いたしますのでよろしくお願いいたします。

では、最後に閉会を支所長から。

○玉川総合支所長 きょうは、年末のお忙しいところ、また、お寒い中、説明会にご参加いただき、ありがとうございました。皆様からいただいたご意見を踏まえて、これから水防対策をしっかりやって参りますので、今後ともご支援、ご協力を賜れば幸いです。本日は、誠にありがとうございました。

○司会 以上で説明会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

午後4時5分 閉会